

# 香川県報



号外 9

平成 16 年

3月26日(金曜日)

第一号様式を次のように改める。

## 目次

### 規則

（●印は、県法規集掲載事項）ページ

●行政手続の見直しに伴う農政水産部関係規則の整備等に関する規則

（農業経営課、農業生産流通課、畜産課、土地改良課）

●行政手続の見直しに伴う土木部関係規則の整備等に関する規則

（土木監理課、道路保全課、河川砂防課、港湾課、都市計画課、住宅課）

## 規則

行政手続の見直しに伴う農政水産部関係規則の整備等に関する規則をここに公布する。

平成十六年三月二十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第三十号

行政手続の見直しに伴う農政水産部関係規則の整備等に関する規則

（肥料取締法施行細則の一部改正）

第一条 肥料取締法施行細則（昭和二十五年香川県規則第五十号）の一部を次のように改正する。

第二条を削り、第三条を第二条とする。

（香川県種雄畜検査条例施行規則の一部改正）

第二条 香川県種雄畜検査条例施行規則（昭和三十年香川県規則第二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一号イ中「綿羊及びやぎ」を「めん羊及び山羊」に改める。

第十条を削る。

第1号様式（第2条関係）

年 月 日

香川県知事 殿

飼養者 住 所  
氏 名（法人にあつては、  
名称及び代表者名）

種雄畜（豚、めん羊、山羊）検査申請書

次の家畜について種雄畜検査を受けたいので申請します。

名 号				
特 徴				
生 年 月 日				
産 地				
種 類				
血 統	父		祖 父	
			祖 母	
	母		祖 父	
			祖 母	

第四号様式中「綿羊、やぎ」を「めん羊、山羊」に改める。  
第五号様式中「<sup>④</sup>」を削じ、「綿羊、やぎ」を「めん羊、山羊」に改め、同様注を削る。  
第七号様式を次のように改める。

第7号様式（第8条関係）

香 川 県 証 紙 欄 (消印してはならない。)
-----------------------------

年 月 日

香川県知事 殿

飼養者 住 所

氏 名 (法人にあつては、  
名称及び代表者名)

種雄畜証明書書換交付（再交付）申請書

次のとおり種雄畜証明書の書換交付（再交付）を申請します。

種雄畜証明番号	
種雄畜の名号 及 び 種 類	
申 請 の 理 由	

注 「申請の理由」の欄には、飼養者の異動の場合にあつては、旧飼養者の住所及び氏名（法人にあつては、名称及び代表者名）を記載すること。

(香川県土地改良事業分担金等徴収条例施行規則の一部改正)

第三条 香川県土地改良事業分担金等徴収条例施行規則(昭和三十一年香川県規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

第一条の見出し中「通知等」を「通知」に改め、同条第二項を削る。

第二条本文中「の納期」を削り、同条ただし書中「納額告知書」を「納入通知書」に改める。

第三条第一項中「第四条ただし書き」を「第四条ただし書」に、「第二号様式」を「第一号様式」に、「第三号様式」を「第二号様式」に、「承認を」を「その承認を」に改め、同条第二項中「申請を承認した」を「承認をした」に、「申請人」を「申請者」に改める。

第七条第一項中「第四号様式」を「第三号様式」に改め、同条第二項中「規定による申請を承認した」を「承認をした」に、「申請人」を「申請者」に改める。

第一号様式を削る。

第二号様式中「名称」を「名称及び代表者の氏名」に、「第 第 号」を「決定通知された」を「付 第 号」で決定通知のあった」に、「下記の」を「次の」に改め、同様式に備考として次のように加え、同様式を第一号様式とする。

備考 氏名の記載を印欄で行う場合は、捺印を施すことができる。

第三号様式中「納入計画書」を「分担金納入計画書」に改め、同様式備考中、「その他」を「その他」に、「場合には」を「場合は」に改め、同様式を第二号様式とする。

「氏名」<sup>㊦</sup>「法人にあつては、住所及び名称」<sup>㊧</sup>を「氏名」<sup>㊦</sup>「法人にあつては、名称及び代表者(並びに代表者の氏名)」<sup>㊧</sup>に改める。

同様式を第三号様式とする。

備考 氏名の記載を印欄で行う場合は、捺印を施すことができる。

(家畜取引法施行細則の一部改正)

第四条 家畜取引法施行細則(昭和三十一年香川県規則第四十九号)の一部を次のように改正する。

第一条に次の三項を加える。

3 前二項の規定による報告に係る書面の提出については、ファクシミリ装置を利用して送信する方法により行うことができる。

4 前項の規定により書面が提出されたときは、知事が受信した時に、当該書面が知事に提出されたものとみなす。

5 知事は、前項に規定する場合において、必要があると認めるときは、提出者に対し送信に使用した書面を提出させることができる。

第一号様式中「第 号様式」を「第 号様式(第 号様式)」に改め、「印」を削り、「捺印」を「捺印」に、「捺」を「捺」に、「捺」を「捺」に改める。

第二号様式中「第 号様式」を「第 号様式(第 号様式)」に改め、「印」を削り、「捺印」を「捺印」に、「捺」を「捺」に、「捺」を「捺」に改める。

(香川県農業共済団体事務費補助金交付規則の一部改正)

第五条 香川県農業共済団体事務費補助金交付規則(昭和三十一年香川県規則第五十号)の一部を次のように改正する。

第一号様式及び第二号様式中「第 号(第 号)氏名」を「名称及び代表者の氏名」に改める。

(家畜商法施行細則の一部改正)

第六条 家畜商法施行細則(昭和三十一年香川県規則第十六号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

香川県家畜商講習会に関する規則

第一条中「及び第四条の第二項」を削り、「知事が」を「県が」に改め、「別に定める」として「」を削り、「家畜商講習会受講申込書」の下に「(別記様式)」を加え、同条の条名を削る。

第一条を削る。

附則の次に次の様式を加える。

別記様式

(日本工業規格A列4番)

香 川 県 証 紙 欄  
(消印してはならない。)

家畜商講習会受講申込書

年 月 日

香川県知事 殿

申込者 住 所  
ふりがな  
氏 名

年度家畜商講習会を受講したいので申し込みます。

(香川県土地改良施設の管理に関する条例施行規則の一部改正)

第七条 香川県土地改良施設の管理に関する条例施行規則(昭和三十九年香川県規則第八十一号)の一部を次のように改正する。

第二号様式添付書類を削り、同様式に備考として次のように加える。

備考 1 次の書類を添付すること。

(1) 事業計画書及び関係図面

(2) 他人に使用させ、又は収益させる場合には、その契約書案

2 氏名の記載を印欄で行う場合は、捺印を省略することができる。

第三号様式添付書類を削り、同様式に備考として次のように加える。

備考 1 事業計画書及び関係図面を添付すること。

2 氏名の記載を印欄で行う場合は、捺印を省略することができる。

第四号様式添付書類を削り、同様式に備考として次のように加える。

備考 1 関係図面を添付すること。

2 氏名の記載を印欄で行う場合は、捺印を省略することができる。

(香川県鶏産肉能力経済検定期則の一部改正)

第八条 香川県鶏産肉能力経済検定期則(昭和四十一年香川県規則第七十八号)の一部を次のように改正する。

第三条中「無作為に二二個抜取つたうえ」を「無作為に百二十個抜き取つた上」に

「孵化し」を「ふ化し」に、「三羽」を「三十羽」に、「七日間」を「七十日間」

に、「行なう」を「行う」に改める。

第四条中「、抜き取つた」を「抜き取つた」に改める。

第八条中「成績は」の下に「、経済検定を受けた者に通知するとともに」を加える。

(ため池の保全に関する条例施行規則の一部改正)

第九条 ため池の保全に関する条例施行規則(昭和四十一年香川県規則第八十八号)の一部を次のように改正する。

第二条の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

(ため池の状況の届出)

第二条 条例第四条第一項前段の規定による届出をしようとする者は、ため池状況届(

第一号様式)に次に掲げる書類を添付して、当該ため池の所在地を所管する土地改良

事務所又は香川県小豆総合事務所の長(以下「所長」という。)に提出しなければならない。

一 位置図

二 平面図

三 標準横断面図

四 余水吐横断面図

五 放水路横断面図

2 条例第四条第一項後段の規定による届出をしようとする者は、ため池状況変更届(

第二号様式)に所長が必要と認める書類を添付して、所長に提出しなければならない。

第三条に見出しとして「(埋立ての届出)」を付し、同条中「届出」の下に「をしよ

うとする者」を加え、「よつてしなれば」を「次に掲げる書類を添付して、所長に提

出しなれば」に改め、同条に次の各号を加える。

一 位置図

二 計画平面図

三 横断面図

四 利害関係人の同意書

五 関係市町長の意見書

六 その他所長が必要と認める書類

第五条中「、行為の内容を示す図面」を「次に掲げる書類」に、「知事」を「、所長」

に改め、同条に次の各号を加える。

一 位置図

二 計画平面図

三 管理者の意見書

四 関係市町長の意見書

五 その他所長が必要と認める書類

第六条中「ときは」を「者は」に、「を知事」を「に次に掲げる書類を添付して、所

長」に改め、同条に次の各号を加える。

(号外九)

七

一 位置図

二 平面図

三 その他所長が必要と認める書類

第七条の見出し中「提出」を「提出部数」に改め、同条中「知事」を「所長」に、「副本二通」とし、当該ため池の所在地を所管する土地改良事務所又は香川県小豆総合事務所の長を経由しなければならない」を「写し一通とする」に改める。

娘川町警察長 香川県知事 殿 香川県 事務所長 殿 香川県 事務所長 殿

「次のとおり」や「関係書類を添えて」に於て、関係書類を次のとおり添える。

備考 1 印の欄は、記入しないでください。

2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

娘川町警察長 香川県知事 殿 香川県 事務所長 殿

「次のとおり」や「関係書類を添えて」に於て、関係書類を次のように加える。

備考 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

娘川町警察長 香川県知事 殿 香川県 事務所長 殿

「次のとおり」や「関係書類を添えて」に於て、関係書類を次のように加える。

備考 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

娘川町警察長 香川県知事 殿



第4号様式(第5条関係)

禁止行為の特認申請書

年 月 日

香川県 事務所長 殿

申請者 住 所  
氏 名 ⑩  
(法人にあつては、その名称)  
及び代表者の氏名  
電話番号

ため池の保全に関する条例第5条第1項ただし書の規定により、許可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

ふ り が な た め 池 の 名 称	
た め 池 の 所 在 地	
行 為 の 具 体 的 内 容	
行 為 を 行 お う と す る 理 由	
行 為 の 期 間	
そ の 他 参 考 と な る 事 項	

備考 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

振込印券に在り「香川県知事 殿」を「香川県 事務所長 殿」に

「次のとおり」を「関係書類を添えて」に改む。

(卸売市場法施行条例施行規則の一部改正)

第十条 卸売市場法施行条例施行規則(昭和四十六年香川県規則第五十九号)の一部を次のように改正する。

振込印券に在り「氏名又は名称並びに代表者の氏名 氏名又は名称及び代表者の氏名 (署名又は記名押印)」

区分	人数	平均年齢	平均勤続年数	平均給与月額
卸売業務				
その他業務				
事務関係				
合計				

振込印券に在り「(一)中「つげ物」を「遺物」に改む、(二)中「支払い状況」を「支払状況」に改む、(三)中「支払日」を「支払日に」に改む、(四)中「見舞」を「見舞い」に改む。

(香川県飼料検定条例施行規則の一部改正)  
第十一条 香川県飼料検定条例施行規則(昭和五十一年香川県規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項を削る。

第二条中「前条第一項」を「前条」に改める。

第一号様式別紙一及び別紙二以外の部分の備考に次のように加える。

3 氏名の記載を直欄で行う場合は、押印を省略することができる。

(香川県家畜人工授精師養成講習会規則の一部改正)

第十二条 香川県家畜人工授精師養成講習会規則(昭和六十二年香川県規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

第一号様式に備考として次のように加える。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

振込印券に在り

ふりがな	郵便番号
住所	

住所

住所	〒
----	---

振込印券に在り「住所」を「住所」に改む。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

振込印券に在り「住所」を「住所」に改む。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

振込印券に在り「(郵便番号)」を「住所」に改む。

振込印券に在り「住所」を「住所」に改む。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

振込印券に在り「香川県知事 殿」を「住所 氏名」に改む。

「大学等の所在地 大学等の名称 職名及び氏名」を「住所 氏名」に改む。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

(香川県農業改良資金貸付規則の一部改正)

第十三条 香川県農業改良資金貸付規則(平成十五年香川県規則第四号)の一部を次のように改正する。

第十五条中「第七条(第二項を除く。)」を「第七条第一項」に改め、同条の表第七

条第一項の項を次のように改める。

<p>第七条第一項 借入申込者</p> <p>農業改良資金借入申込書（第一号様式。以下「借入申込書」という。）</p>	<p>県貸付金の貸付けを受けようとする融資機関（以下「借入申込融資機関」という。）</p>
<p>その者の住所地（その者が農業者の組織する団体である場合には、その主たる事務所の所在地以下同じ。）をその地区内に含む農業協同組合法（昭和二十一年法律第百三十二号）第十条第一項第二号及び第三号の事業を併せ行う農業協同組合（以下「組合」という。）を經由して知事に</p>	<p>知事に</p>

第十五条の表第七條第三項の項を削り、同表第十條第一項の項及び第十二條第一項の項中「組合」の下に「を經由して」を加え、「所言所長」を削る。

第一号様式中

<table border="1"> <tr><td>性別</td><td>電話番号</td></tr> <tr><td>1 男</td><td></td></tr> <tr><td>2 女</td><td></td></tr> </table>	性別	電話番号	1 男		2 女		<p>を</p> <table border="1"> <tr><td>電話番号</td></tr> </table> <p>に</p>	電話番号
性別	電話番号							
1 男								
2 女								
電話番号								

改める。  
第二号様式（表）注を次のように改める。

- 注 1 連帯債務者又は連帯保証人が複数であるため本紙に記入することができない場合は、別紙に記入して添付してください。
- 2 借入者、連帯債務者及び連帯保証人の押印した印の印鑑登録証明書を添付してください。
- 第二号様式（裏）中「精算」を「清算」に改める。  
第六号様式（裏）中「精算」を「清算」に改める。
- 附則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

行政手続の見直しに伴う土木部関係規則の整備等に関する規則をここに公布する。

平成十六年三月二十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第三十一号

行政手続の見直しに伴う土木部関係規則の整備等に関する規則

（香川県宅地建物取引業者名簿等、積立式宅地建物販売業者名簿等及び建築士事務所登録簿閲覧規則の一部改正）

第一条 香川県宅地建物取引業者名簿等、積立式宅地建物販売業者名簿等及び建築士事務所登録簿閲覧規則（昭和二十七年香川県規則第五十一号）の一部を次のように改正する。  
第一条の見出しを「（趣旨）」に改め、同条中「基いて」を「よる」に、「ついで」を「ついで」を「関し必要な事項を定めるもの」に改める。

第三条の見出しを「（閲覧時間等）」に改め、同条第二項中「登録簿等」を「知事は、登録簿等」に、「臨時に」を「臨時に」、「に」を「伸縮することがある」を「変更することができる」に改め、同条第三項中「場合には」の下に「、あらかじめ」を加える。  
第四条中「閲覧者名簿に」、「を」を「閲覧票に」に、「氏名」を「氏名」に、「記入して、知事の承認を受けなければ」を「記入しなければ」に改める。

第六条を削る。

第七条の見出し中「、禁止」を「又は禁止」に改め、同条中「左の各号の一に」を「次の各号のいずれかに」に改め、同条第三号中「汚損」を「汚損し」、「に改め、同条を第六条とする。

（香川県道路占用規則の一部改正）

第一条 香川県道路占用規則（昭和二十九年香川県規則第五十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「書類」の下に「のうち当該変更に係る書類」を加える。

（香川県海岸管理規則の一部改正）

第三条 香川県海岸管理規則（昭和三十五年香川県規則第十八号）の一部を次のように改

正する。

第十一条の見出し中「届出」を「完了の届出」に改め、同条第一項を削り、同条第二項を同条とする。

第一号様式注を次のように改める。

注1 「添付書類」の欄は、該当するものの数字を で囲んでください。

2 氏名の記載を印欄で行う場合は、押印を省略することができます。

「着手します 再着手します 完了しました 中止しました 廃止しました 承認しました 変更しました」	を	「完了しました 中止しました 廃止しました 承認しました 変更しました」	に改
---	---	--	----

め、「~~離~~、~~再離~~、」を削る。

(香川県測量業者登録簿閲覧規則の一部改正)

第四条 香川県測量業者登録簿閲覧規則(昭和三十七年香川県規則第四十四号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

香川県測量業者登録簿閲覧規則

第二条第一項中「行なう」を「行う」に改める。

第三条第二項中「登録簿等」を「知事は、登録簿等」に、「閲覧に」を「、閲覧に」

に、「伸縮することがある」を「変更することができる」に改め、同条第三項中「場合には」の下に「、あらかじめ」を加える。

第四条中「閲覧名簿」を「閲覧票」に、「記入して、係員の承認を受けなければ」を「記入しなければ」に改める。

第六条の見出し中「、禁止」を「又は禁止」に改める。

(香川県営住宅条例施行規則の一部改正)

第五条 香川県営住宅条例施行規則(昭和三十九年香川県規則第三十号)の一部を次のように改正する。

第一号様式(表面)を次のように改める。

(表面)

県営住宅入居許可申請書(一般・特別・特公賃)

年 月 日

香川県知事 殿

申請者 住所

(電話番号 )

氏名 ㊟

次のとおり県営住宅に入居したいので申請します。

勤務先 (連絡先)	名称		電話番号				入居希望住宅 県営住宅棟		団地 号室		
	所在地										
ふりがな 氏名	続柄	年齢	生年月日				扶養	障害	その他	職業	所得金額 (年間)
			年号	年	月	日					
	本人		明大昭平	1 2 3 4				同居 別扶 老扶 老特 扶定	普障 特障	老年 寡婦	
			明大昭平	1 2 3 4				同居 別扶 老扶 老特 扶定	普障 特障	老年 寡婦	
			明大昭平	1 2 3 4				同居 別扶 老扶 老特 扶定	普障 特障	老年 寡婦	
			明大昭平	1 2 3 4				同居 別扶 老扶 老特 扶定	普障 特障	老年 寡婦	
			明大昭平	1 2 3 4				同居 別扶 老扶 老特 扶定	普障 特障	老年 寡婦	

- 備考 1 太枠内は、記入しないでください。  
 2 続柄を証明できる書類を添付してください。  
 3 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

認定額	親族	特定扶養	老扶老配	老年	寡婦寡夫	普通障害	特別障害	控除額合計	所得金額合計	基本月収額	
	人	人	人	人	人	人	人				
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
									所得区分	イ	200,000 ~ 322,000
										ロ	322,001 ~ 445,000
										ハ	445,001 ~ 601,000

第三号様式を次のように改める。

第3号様式（第10条、第11条、第19条関係）（日本工業規格A列4番）

入居者（同居者）の変更に関する申請書

年 月 日

香川県知事 殿

県営住宅 団地 棟 号室  
入居者（又は申請者）氏名

次のとおり申請します。

申請項目	申 請 内 容					
住宅変更	変更希望住宅					
	変更の理由					
承継入居の承認	承継入居する住宅			申請者がこの住宅に入居した年月日		年 月 日
	入居者氏名			入居者と申請者との続柄		
	承継入居しようとする理由					
同居の承認	同居の理由					
	注意事項		続柄を証明できる書類を添付すること。			
各申請項目共通内容	（承継）入居しようとする者の世帯状況又は同居させようとする者の状況					
	ふりがな氏	入居者との続柄	生年月日	扶養の有無	所得金額（年額）	勤務先の所在地及び名称又は同居させる者の住所
		本人	年 月 日	/	円	
			年 月 日	有・無	円	
			年 月 日	有・無	円	
			年 月 日	有・無	円	
			年 月 日	有・無	円	

備考 該当する申請項目の にレ印を記入してください。

第5号様式(第13条、第17条、第18条、第20条関係)(日本工業規格A列4番)

県営住宅の保管義務等に関する届

年 月 日

香川県知事 殿

県営住宅 団地 棟 号室  
 入居者 氏名

第五号様式を次のように改める。

次のとおり届け出ます。

届出項目	届 出 内 容						
連帯保証人	住 所	変 更 前					
		変 更 後					
	氏 名	変 更 前		注意事項	氏名に変更があつた場合は、その事実を証する書類を添付してください。		
		変 更 後					
	勤 務 先	変 更 前	所在地 名 称		電話番号		
		変 更 後	所在地 名 称		電話番号		
一 時 不 在	一 時 不 在 の 理 由						
	一 時 不 在 の 期 間		年 月 日から 年 月 日まで 日(月)間				
	行 先						
修 繕	修 繕 部 位						
	修繕を要する程度、故障の原因等						
同居者の異動	ふ り が な 氏 名	入居者との続柄	異 動 年 月 日	扶 養 の 有 無	所得金額 (年額)	異動内容(移転先)及び異動の理由	
		本人	年 月 日	/	円		
			年 月 日	有・無	円		
			年 月 日	有・無	円		
			年 月 日	有・無	円		
			年 月 日	有・無	円		

備考 該当する届出項目の にレ印を記入してください。





第1号様式(第2条関係)

(表面)

9センチメートル	
身 分 証 明 書	第 号
所属名	
職 名	
氏 名	
	年 齢
上記の者は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第5条第1項、第11条第1項及び第17条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域に関する調査のため、他人の土地に立ち入ることのできる者であることを証明する。	
年 月 日発行	
年 月 日まで有効	
香川県知事	印

(裏面)

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(抜粋)

(調査のための立入り)

第5条 都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者は、前条の調査のためにやむを得ない必要があるときは、他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を材料置場若しくは作業場として一時使用することができる。

2~4 (省略)

5 第1項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

6~10 (省略)

(立入検査)

第11条 都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者は、第7条第1項、第8条第1項又は前条第1項若しくは第2項の規定による権限を行なうために必要がある場合においては、当該土地に立ち入り、当該土地又は当該土地における急傾斜地崩壊防止工事若しくは制限行為の状況を検査することができる。

2 第5条第5項の規定は、前項の場合について準用する。

3 (省略)

(土地の立入り等)

第17条 都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者は、都道府県営工事のためにやむを得ない必要があるときは、他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を材料置場若しくは作業場として一時使用することができる。

2 第5条第2項から第10項までの規定は、前項の場合について準用する。

第二号様式」を「第2号様式(第3条関係)」に、「香川県知事殿」を「香川県 事務所長 殿」に、「下記の」を「次の」に、「行ないたい」を「行いたい」に改め、同様式に横線を引くことにより加える。

備考 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

第三号様式中「第3号様式」を「第3号様式(第4条関係)」に、「香川県知事殿」を「香川県 事務所長 殿」に改め、「㊤」を「㊦」に、「下記の」を「次の」に、「届出ます」を「届出ます」に改め、

第四号様式中「第4号様式」を「第4号様式(第5条関係)」に、「香川県知事殿」を「香川県 事務所長 殿」に、「付」を「付け」に、「届出た」を「届けた」に、「下記の」を「次の」に改め、同様式に横線を引くことにより加える。

備考 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

第五号様式を廃す。  
第六号様式中「第6号様式」を「第6号様式(第6条関係)」に、「香川県知事殿」を「香川県 事務所長 殿」に改め、「㊤」を「㊦」に、「付」を「付け」に、「届出た」を「届けた」に、「下記の」を「次の」に、「第6条第2項」を「第6条」に、「届出ます」を「届けてます」に改め、同様式を第五号様式とす。

第七号様式中「第7号様式」を「第7号様式(第8条関係)」に、「香川県知事殿」を「香川県 事務所長 殿」に改め、「㊤」を「㊦」に、「下記の」を「次の」に、「届出ます」を「届けてます」に改め、同様式を第六号様式とす。

第八号様式中「第8号様式」を「第8号様式(第9条関係)」に、「香川県知事殿」を「香川県 事務所長 殿」に改め、「㊤」を「㊦」に、「下記の」を「次の」に、「届出ます」を「届けてます」に改め、同様式を第七号様式とす。

(風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則の一部改正)

第九条 風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則(昭和四十五年香川県規則第三十九号)の一部を次のように改正する。

第九条中「副本」を「写し」に改める。

(建設業法に基づく手続等を定める香川県規則の一部改正)

第十条 建設業法に基づく手続等を定める香川県規則(昭和四十八年香川県規則第二十八

号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項及び第二項中「副本」を「写し」に改める。

第四條第三項中「閲覧」を「閲覧」に、「短縮するところがある」を「変更するところがある」に改め、同條第四項中「閲覧簿」を「閲覧票」に、「記入して知事の承認を受けなければ」を「記入しなければ」に改める。

(浄化槽法に基づく浄化槽工事業に係る登録の手続等を定める規則の一部改正)

第十一條 浄化槽法に基づく浄化槽工事業に係る登録の手続等を定める規則(昭和六十年香川県規則第四十九号)の一部を次のように改正する。

第一條第一項中「副本」を「写し」に改める。

別記様式中	
廃業等の理由	年月日
年月日	年月日

「 廃業等の年月日 年 月 日 」、「 同様式に注として次のように加える。

注 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

(香川県砂防指定地管理条例施行規則の一部改正)

第十二條 香川県砂防指定地管理条例施行規則(平成十一年香川県規則第六十八号)の一部を次のように改正する。

第一條中「知事」を「各条第一項各号に掲げる行為に係る砂防指定地又は占有に係る砂防設備の所在地を所管する土木事務所又は香川県小豆総合事務所の長(以下「所長」といふ。))」に改める。

第四條中「知事」を「所長」に改める。

第六條中「知事」を「所長」に改める。

第八條の見出し中「開始等」を「終了等」に改め、同條第一項を削り、同條第二項中「第十條第二項」を「第十條」に、「第七号様式」を「第六号様式」に、「行つ」を「所長に行つ」に改め、同項を同条とする。

第九條中「第八号様式」を「第七号様式」に、「行つ」を「所長に行つ」に改める。

第十條第二号中「知事」を「所長」に改める。

第十一条中「第九号様式」を「第八号様式」に、「行く」を「所長に行く」に改める。

第十二条中「第十号様式」を「第九号様式」に、「行く」を「所長に行く」に改める。  
第十三条中「第十一号様式」を「第十号様式」に改める。

第十四条の見出しを「（意見の聴取）」に改め、同条第二項を削り、同条第二項中「前項」を「この規則」に改め、同項を同条とする。

別表一の項中「知事」を「所長」に改める。

第一号様式から第四号様式までの規定中「香川県知事 職」を「香川県 職務所長 職」に改める。  
第六号様式を削る。

第七号様式中「香川県知事 職」を「香川県 職務所長 職」に改め、

「⑨」を削り、「第10条第2項」を「第10条」に改め、同様式注を次のように改め、同様式を第六号様式とする。

注 該当しない字句は、抹消してください。

第八号様式中「香川県知事 職」を「香川県 職務所長 職」に改め、

「⑩」を削り、同様式注を削り、同様式を第七号様式とする。

第九号様式中「香川県知事 職」を「香川県 職務所長 職」に改め、

「⑪」を削り、同様式注を次のように改め、同様式を第八号様式とする。

注 該当しない字句は、抹消してください。

第十号様式中「香川県知事 職」を「香川県 職務所長 職」に改め、

「⑫」を削り、同様式注を削り、同様式を第九号様式とし、第十一号様式を第十号様式とする。

（香川県一般海域管理条例施行規則の一部改正）  
第十三条 香川県一般海域管理条例施行規則（平成十二年香川県規則第六十三号）の一部を次のように改正する。

第五条の見出し中「着手等」を「中止等」に改め、同条第一項を削り、同条第二項を同条とする。

第一号様式注を次のように改める。

注1 「添付書類」の欄は、該当するものの数字を で囲んでください。

2 氏名の記載を囲んで行う場合は、押印を省略することができます。

第五号様式中「兼用・用兼用」を削り、

「着手します  
再着手しました  
完了しました  
中止しました  
変更しました」  
を  
「完了しました  
中止しました  
変更しました」  
に改

め、「兼用、用兼用、」を削る。

（港湾法施行細則の一部改正）

第十四条 港湾法施行細則（平成十二年香川県規則第七十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項を削る。

第十二条第一項中「副本」を「写し」に改める。

第一号様式注に次のように加える。

3 氏名の記載を囲んで行う場合は、押印を省略することができます。

第二号様式中「第4条第1項」を「第4条」に改め、「関係書類を添えて」と及び

添付書類	1 位置図	2 平面図	3 縦断面図	4 横断面図	を削り、
	5 文庫図	6 設計書	7 仕様書	8 構造図	
	9 その他				

同様式注を次のように改める。

注 氏名の記載を囲んで行う場合は、押印を省略することができます。

第三号様式注に次のように加える。

3 氏名の記載を囲んで行う場合は、押印を省略することができます。

（解体工事業に係る登録の手続等に関する規則の一部改正）

第十五条 解体工事業に係る登録の手続等に関する規則（平成十三年香川県規則第五十号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「副本」を「写し」に改める。

